

# 精華町男女共同参画計画

## ＜後期施策＞

一人ひとりが暮らしやすいまち



精華町

平成 22 年 10 月

## はじめに

---

一人ひとりが暮らしやすいまち。それは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現されたまちです。

男女共同参画の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画基本法が施行されて以来、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律や雇用機会均等法など関係法の改正や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取り組みも進められています。

しかしながら、近年、雇用・就労環境の悪化、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきており、解決すべき課題は多くあります。

本計画は、平成 17 年度に策定した精華町男女共同参画計画の中間年度を迎えるにあたり、計画の実効性をより高めるために後期施策について改定を行いました。

今回の改定では住民、事業者、行政それぞれが男女共同参画社会の実現の大切さを理解し主体的に取り組むを進めていくことが不可欠なことから、行動の指針を掲載し、また、計画を確実に実行していくために指標として目標値を設定いたしました。

みんなで力を合わせて取り組み、男女共同参画社会が実現した一人ひとりが暮らしやすいまちとなるよう取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました精華町男女共同参画推進委員会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成22年10月

精 華 町 長 木 村 要

# 目 次

■ 計画の策定	1
<hr/>	
■ 精華町が考える男女共同参画社会	2
<hr/>	
■ 計画の展開	3
<hr/>	
施策体系	3
達成目標	3
行動の指針	4
<hr/>	
■ 精華町の取り組み	5
<hr/>	
■ 計画を進めるために	22
<hr/>	
推進体制	22
計画の管理	22
指標	23
<hr/>	
□ 資料編	
<hr/>	

## 計画の策定

### □ 精華町男女共同参画計画

この計画は「男女共同参画社会基本法」に基づいた、精華町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

男女平等を問い直し、一人ひとりの個性や人権が尊重され、性別に関わりなく能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、具体的な取り組みを進めていく指針となるものです。

### □ 後期施策実施に向けて

「精華町男女共同参画計画」の前期計画期間終了に伴い、計画の見直しを行うとともに、内容の再編を行い後期計画を策定するものです。

精華町男女共同参画計画は、10年間にわたる長期計画として平成17年に策定され、精華町の男女共同参画推進の指針として取り組みが進められてきました。

この計画の策定後の社会情勢の変化として、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、国際化の進展と国際的な人の移動の増加などがあげられますが、これらによってさまざまな分野において新たな課題が浮上しています。

こうした局面を打開するにあたり、社会のあらゆる分野で、男女がお互いに尊重しあい、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画の視点は不可欠です。

「男女共同参画に関する啓発や教育、女性に対する暴力の根絶」「子育て、介護などにおける家庭・地域活動と社会活動との両立」「地域、企業、住民参加によるまちづくり」といった男女共同参画に関わる多様なテーマについて、改めて分野ごとに達成の目標をたて計画的に実行することが必要です。

あわせて、住民や事業者等との協働・連携のもとに施策を展開していくことが必要です。

### □ 精華町男女共同参画計画〈後期施策〉の期間

2010（平成22）年度 から  
2014（平成26）年度 まで

## 精華町が考える、男女共同参画社会

**基本目標：一人ひとりが暮らしやすいまち**

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、男女が協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。

精華町男女共同参画計画の究極的な目標は、この精華町を誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちとして、住民がともに築いていくことにあります。

「一人ひとりが暮らしやすいまち」を基本目標に、すべての人が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

**具体的目標：**

**住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する**

精華町において男女共同参画社会が実現する第一歩としての具体的な目標であり、この条例を制定に至る過程を通じて、多くの住民による十分な意見交換がなされることを引き続き重視していきます。

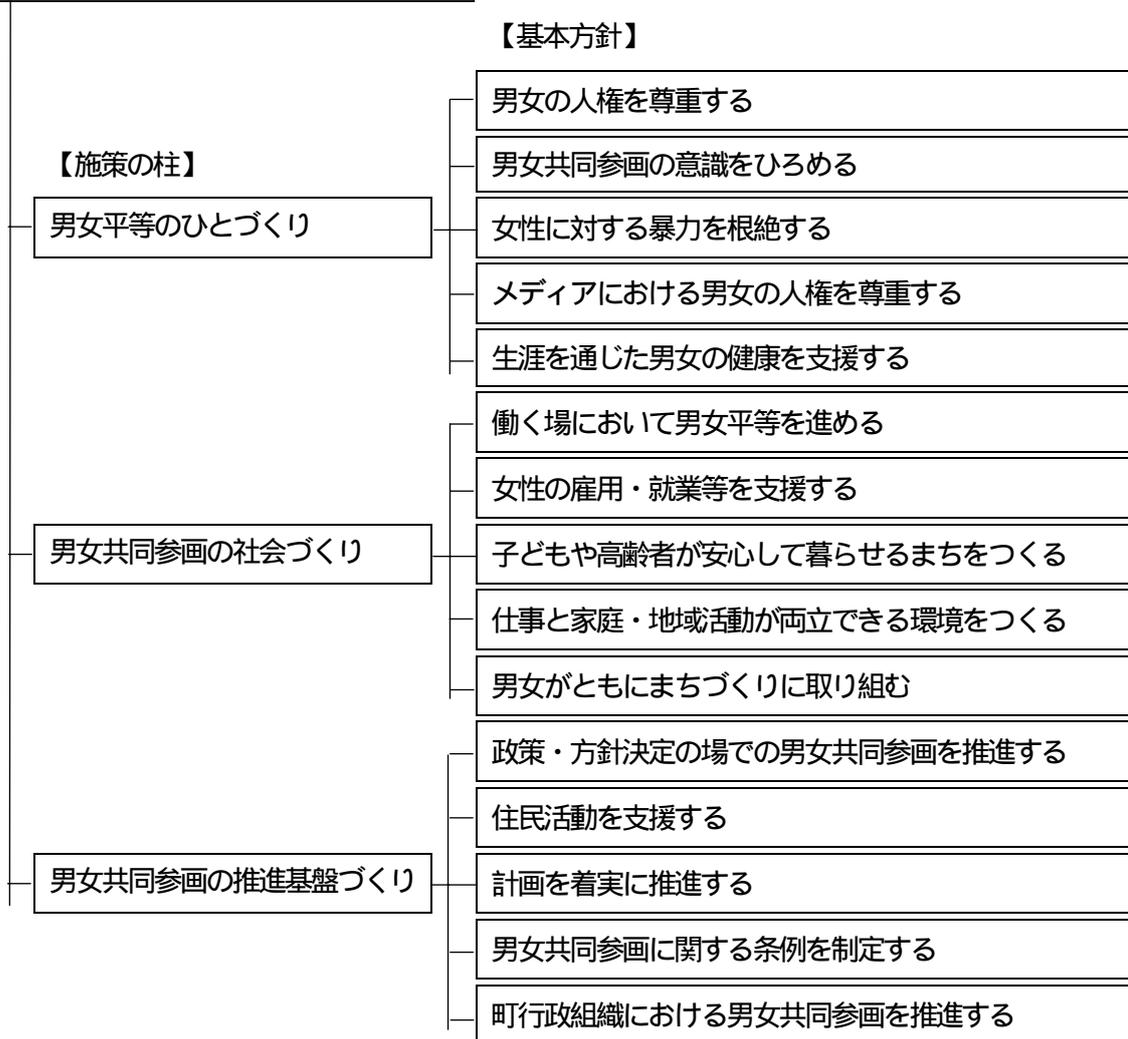
# 計画の展開

## □ 施策体系

「一人ひとりが暮らしやすいまち」の基本目標のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

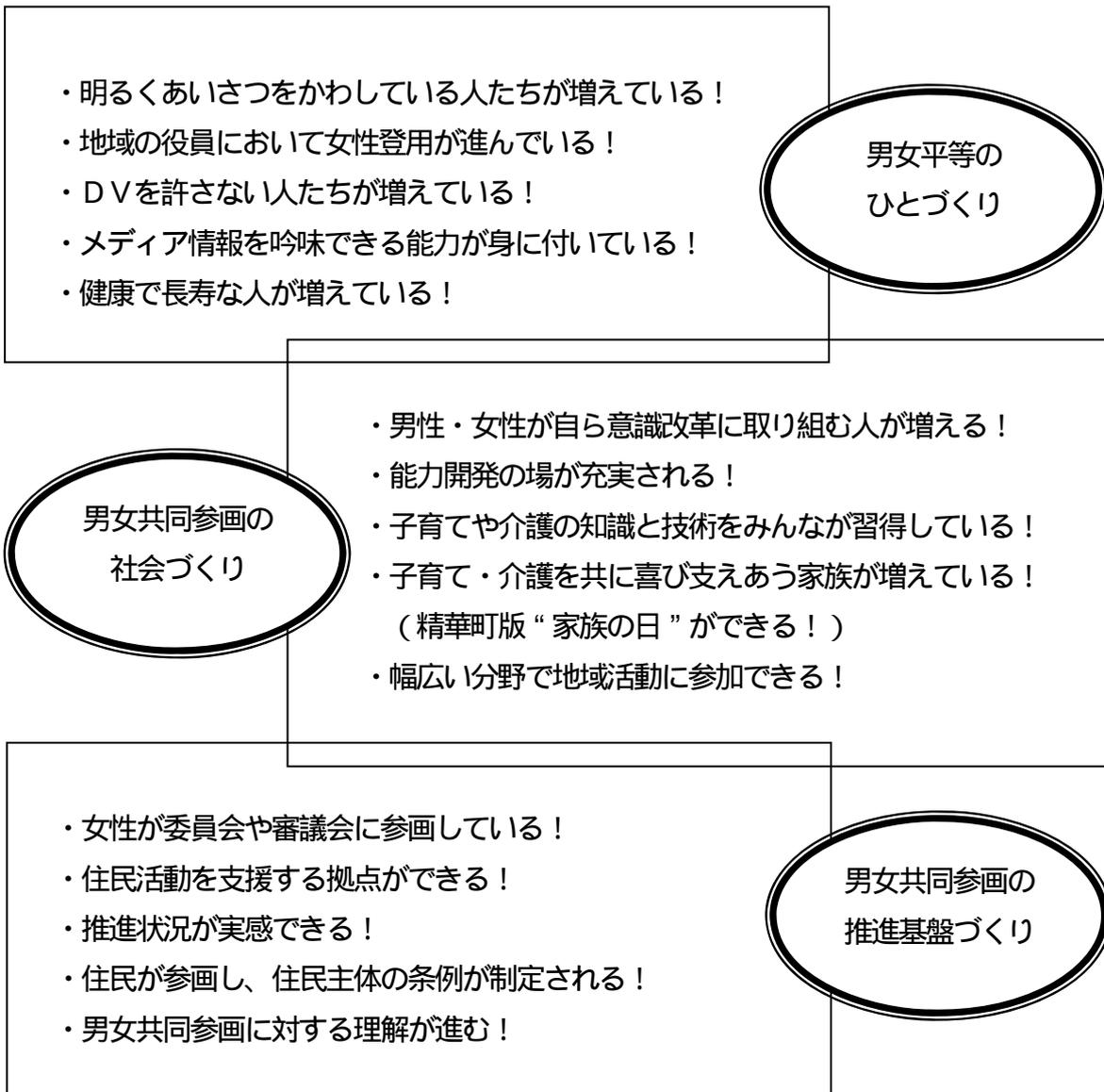
### 【基本目標】

一人ひとりが暮らしやすいまち



## □ 達成目標

精華町が目指す男女共同参画社会の姿として、各基本方針に対する基本目標を設定します。



## □ 行動の指針

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべきものであり、行政が単独で担うものではないため、住民・団体、事業所、行政の果たす役割を示しています。互いに連携し、支援しあい、「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく対応を図っていきます。

## 精華町の取り組み

---

男女共同参画を進めるための「男女平等の人づくり」「男女共同参画の社会づくり」「男女共同参画の推進基盤づくり」の三つの施策の柱において、基本目標に基づいた具体的施策を実施していきます。

### 施策の柱1 男女平等のひとづくり

- 性別に関わらず、お互いが相手を理解し、思いやり、認めあい、互いの人権を尊重しあう社会の実現のため、学校や家庭などさまざまな場面で、男女共同参画を妨げる固定的な性別役割分担意識の解消を推進するため、男女共同参画の意識啓発を積極的に行います。
- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。配偶者等への暴力が深刻な社会問題であると認識されるようになってきましたが、身近なところにそのような暴力はないと感じている人も多く、当事者でさえ配偶者等からの暴力への理解はまだ不十分です。このことを重く受け止め、暴力を許さない社会を目指して取り組みを進めます。
- 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力が発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。
- 男女がその健康状態に応じて、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう支援していきます。

## 基本方針 1 男女の人権を尊重する

【達成目標】 明るくあいさつをかわしている人たちが増えている！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	人権尊重の啓発	1	住民意識の啓発	人権啓発課
		2	「精華町人権教育・啓発推進計画」の周知	人権啓発課
②	性と男女平等に関する 学校教育の充実	3	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用	学校教育課
		4	啓発補助教材の作成・活用	学校教育課
		5	教職員への研修の充実	学校教育課
		6	管理職へ女性教職員の登用促進	学校教育課
		7	性に関する教育・学習の充実	衛生課・学校教育課
		8	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	学校教育課
③	男女共同参画の視点に 立った生涯学習、家庭 教育の推進	9	講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実	生涯学習課
		10	P T Aや女性団体等の学習会開催	生涯学習課
		11	各世代に対応した学習材料の作成・提供	生涯学習課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●気軽に話ができる機会をつくり、地域の小グループやネットワークをみんなが参加しやすいものにします。</li> <li>●お互いを尊重し、あらゆる人が住みよい地域づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校で児童生徒が男女平等について真剣に学びます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女がともに学べる場を増やします。</li> </ul>

## 基本方針 2 男女共同参画の意識をひろめる

【達成目標】 地域の役員において女性登用が進んでいる！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	広報誌等での啓発	12	男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	人権啓発課・総務課・生涯学習課
		13	講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実	生涯学習課
②	企業・各種団体における意識啓発	14	男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	産業振興課・人権啓発課
		15	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及	産業振興課・人権啓発課
③	性別分業に基づいた地域慣習の見直し	16	男女共同参画の学習・啓発機会の充実	人権啓発課
④	図書館と連携した女性と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	17	図書館と連携した女性と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	生涯学習課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●家族みんなで家事、育児、介護を協力しあいます。	●企業研修を進め、男性が育児・介護休業をとりやすい風土と仕組みをつくっていきます。 ●女性管理職の登用を図ります。	●町内の保育所、幼稚園での保育士、教諭に男性を増やします。

### 基本方針3 女性に対する暴力を根絶する

【達成目標】 DVを許さない人たちが増えている！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	DV防止対策の強化	18	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権啓発課
		19	DV防止計画の策定に向けての検討	人権啓発課
②	セクハラ防止の強化	20	職場等でのセクハラ防止推進	総務課・産業振興課・ 人権啓発課
③	被害者に対する相談等の支援	21	相談体制の充実（人権擁護委員・民生委員含む）	人権啓発課・福祉課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●恋人、夫からの暴力に立ち向かえる力をつけます。</li> <li>●言葉による暴力が減るようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発と研修を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVで悩む被害者を支援する場をつくり、啓発します。</li> <li>●暴力を許さない学校、地域づくりを推進します。</li> </ul>

## 基本方針4 メディアにおける男女の人権を尊重する

【達成目標】 メディア情報を吟味できる能力が身に付いている！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	メディア・リテラシーに関する啓発	22	メディア・リテラシー向上のための広報・啓発	人権啓発課
②	広報・出版物等における表現の適正化推進	23	町の広報物等におけるガイドラインの作成	企画調整課・人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭のテレビの見方を考えます。</li> <li>●携帯、インターネットの使い方を家族で話し合います。</li> </ul>	<p>刊行物やホームページなどにおいて女の人権尊重や男女共同参画の視点に立ち表現します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力を育成します。</li> </ul>

## 基本方針5 生涯を通じた男女の健康を支援する

【達成目標】 健康で長寿な人が増えている！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	24	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の広報・啓発の実施	衛生課・人権啓発課
②	生涯を通じた男女の健康の保持推進	25	生涯を通じた男女の健康保持、健康を脅かす問題についての対策	衛生課・人権啓発課
③	保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	26	保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	関係各課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウォーキングやラジオ体操など地域で健康づくりに取り組みます。</li> <li>●あいさつが気軽にかわされ、心の健康が図られるようにします。</li> <li>●住民に食事、献立栄養バランスをわかりやすく広めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康診断を実施し、健康づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康診断の機会を多くし、受診しやすい環境にします。</li> <li>●食育の推進をします。</li> </ul>

## 施策の柱2 男女共同参画の社会づくり

- 男女の雇用機会の均等、平等な待遇の確保や男女がともに能力を発揮して働き続けることができるよう、関係法令等の普及・啓発に努めます。
- 働く場での実質的な男女の格差をなくし、女性が能力を発揮できるよう事業所などへの啓発を進め、女性が働きやすい環境を目指します。
- 人々の健康を維持し、趣味や学習、地域社会への参画等を通じて自己実現を可能にするとともに、男性の家庭・地域活動への積極的な参画を促します。
- 育児や介護も含め、家族が安心して暮らし、仕事上の責任も家庭での責任も果たしていくことのできる生活を支援していきます。
- 住民による自主的な活動を支援し、住民と連携しながら男女共同参画社会づくりを推進します。

## 基本方針6 働く場において男女平等を進める

【達成目標】 男性・女性が自ら意識改革に取り組む人が増える！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	27	役職への女性の登用促進	関係各課
		28	男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	総務課・産業振興課・人権啓発課
		29	職場内研修実施の促進	総務課・産業振興課・人権啓発課
		30	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及	産業振興課・人権啓発課
		31	雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進	総務課・産業振興課
②	農業・商工業における男女のパートナーシップの促進	32	家族経営協定締結の促進・支援	産業振興課
		33	組織活動への女性役員の就任促進	産業振興課
		34	商工会や農業団体による男女共同参画の取り組み支援	産業振興課
		35	女性への技術・経営等の研究機会の拡充・促進	産業振興課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●住民による子育てサポートをします。	●研修をとおして、組織内における人権・男女共同参画など、働きやすい職場づくりを推進します。	●男女共同について、積極的に取り組んでいきます。 ●男女共同参画に対する意識を改善します。

## 基本方針7 女性の雇用・就業等を支援する

【達成目標】 能力開発の場が充実される！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	女性の再就職、経済的自立に対する支援の拡充	36	研修・講演会の実施・充実	生涯学習課・人権啓発課
		37	相談窓口の設置	人権啓発課
②	女性の能力開発の機会充実	38	就業に関連する情報の収集・提供体制の整備	福祉課
		39	就業支援講座の開催の検討	福祉課・人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●男性も育児研修に参加します。	●意欲ある熟年世代や女性の雇用に努めます。 ●女性が昇格のチャンスを活かしたり、管理職等に積極的に手を挙げやすい職場・家庭環境づくりを促進します。	●地域の雇用創出に努めます。 ●情報提供や研修の実施により就労や再就職を支援します。

## 基本方針 8 子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる

【達成目標】 子育てや介護の知識と技術をみんなが習得している！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	計画に基づく子育て・介護等支援体制の充実	40	地域における育児・介護の支援体制づくり	児童育成課・保育所・福祉課
		41	暴力、虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発の充実	人権啓発課・児童育成課・保育所・福祉課
②	自立支援と社会参画の推進	42	高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援	福祉課
		43	さまざまな困難を抱える人々への支援	福祉課・人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもや介護が必要な人が安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。</li> <li>●地域における自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女がともに、仕事と、育児や介護などが両立でき、ゆとりを持って働くことができる環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性も参加しやすい介護、子育て講座を開催し、ひろく情報提供を推進します。</li> <li>●DVや虐待など暴力のない社会づくりを進めます。</li> </ul>

## 基本方針 9 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

【達成目標】 子育て・介護を共に喜び支えあう家族が増えている!

(精華町版“家族の日”ができる!)

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励	44	男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	産業振興課
		45	経営者対象の研修会実施	産業振興課
②	家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発	46	ワーク・ライフ・バランス推進の啓発	人権啓発課
③	家庭生活における男女共同参画の推進	47	男性の家事・子育てなどの技術の習得支援	児童育成課・保育所・衛生課・人権啓発課
		48	父子手帳等の作成・配付	衛生課
		49	男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備	児童育成課・保育所・福祉課・人権啓発課
		50	男性の積極的な参画促進	人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定的な性別役割分担の見直し、男性も自発的に家事、育児、介護などをします。</li> <li>● 子どもとふれあい、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭教育の充実を図ります。</li> <li>● 地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくっていきます。</li> <li>● 仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに関する情報の地域への提供を積極的に行います。</li> <li>● 子育てに関する住民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所などの支援に取り組みます。</li> </ul>

## 基本方針 10 男女がともにまちづくりに取り組む

【達成目標】 幅広い分野で地域活動に参加できる！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	性別分業に基づいた地域慣習の見直し	51	住民の自主的学習活動の支援	人権啓発課
		52	社会制度や法律の解説パンフレットの作成・配布	企画調整課・人権啓発課
②	地域自治活動への男女共同参画の促進	53	地域自治推進体制の再整理	総務課
		54	団体等での役職へ女性の登用促進	関係各課
		55	先進情報の提供	企画調整課・人権啓発課
③	男女のエンパワメントの促進	56	男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘	関係各課
		57	研修・講演会の実施・充実	生涯学習課・人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●組織や団体が開催する意識改革のための研修、講演会を充実させる。</li> <li>●男女共同参画の理解を深め、主体となってひとづくり・まちづくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政や関連機関等が提供する情報を積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域性、世代性の傾向を念頭に置き、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。</li> </ul>

### 施策の柱3 男女共同参画の推進基盤づくり

- 地域における政策決定の場に女性が参画できるよう取り組むとともに、女性の持つ多彩な力がまちづくりにとって大切な原動力であることを再認識し、その力をいかすことのできるシステムやネットワークの構築を進めていきます。
- 計画の具体的目標として掲げた「男女共同参画に関する条例」の制定について、住民一人ひとりが男女共同参画を自分自身の問題としてとらえ、主体的に参画ができるよう検討を進めていきます。
- 精華町男女共同参画計画が実効性のあるものにするため、具体的な取り組みとして掲げた個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。
- 住民・事業者・各種団体との協働により男女共同参画社会の実現を目指します。

## 基本方針 11 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

【達成目標】 女性が委員会や審議会に参画している！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	58	政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	人権啓発課
		59	研修・講演会の実施・充実	生涯学習課・人権啓発課
②	地域の女性リーダーの養成	60	目標を設定した女性登用の促進	関係各課
		61	委員の公募制の推進	関係各課
③	委員会、審議会等への女性の積極登用	62	委員会等の夜間・休日開催の検討	関係各課
		63	人材データベースの整備・活用	人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●男女共同参画について学び、参画していきます。	●ポジティブ・アクションへの理解を深めます。	●地域活動において、男女がともに参画し、方針決定できるように啓発活動、講座等を実施します。

## 基本方針 12 住民活動を支援する

【達成目標】 住民活動を支援する拠点ができる！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）	64	ボランティア活動やNPOを支援する環境整備	企画調整課・福祉課
		65	活動拠点の整備	関係各課・企画調整課・福祉課
②	女性の能力開発の機会充実	66	相談窓口の設置	関係各課・人権啓発課
		67	情報提供などの活動支援	関係各課
		68	住民活動グループの育成	企画調整課・人権啓発課・生涯学習課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●NPOやボランティア、自治会など各種の組織との交流を図り、ともに協力しあえる体制づくりを進めます。</li> <li>●各種のネットワークでまちの問題を解決する機会を設けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する情報を積極的に利用、活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の自主的な地域活動を促していきます。</li> <li>●まちづくり活動の拠点の整備を進め、支援体制の強化を図ります。</li> </ul>

## 基本方針 13 計画を着実に推進する

【達成目標】 推進状況が実感できる！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	計画の推進管理	69	進捗状況のチェックと評価、公表	人権啓発課
②	精華町男女共同参画推進委員会機能の充実	70	精華町男女共同参画推進委員会機能の充実	人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政から発信される情報に関心をもちます。</li> <li>●男女共同参画社会のまちづくりについて提案します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民や行政とともに参画、協働して男女共同参画計画を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の将来像を示し、計画に基づき着実に実行されていることを伝えます。</li> <li>●住民の意見を反映させる場を提供できるよう努めます。</li> </ul>

## 基本方針 14 男女共同参画に関する条例を制定する

【達成目標】 住民が参画し、住民主体の条例が制定される！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	住民参加・住民主体の条例制定に向けた検討	71	条例検討に向けた体制の整備	人権啓発課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する条例制定に向け男女共同参画について関心をもちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政や関連機関等と男女共同参画に関する情報交換をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する条例制定に多くの住民が参加できるようにします。</li> <li>●都市宣言を目指して取り組みを進めます。</li> </ul>

## 基本方針 15 町行政組織における男女共同参画を推進する

【達成目標】 男女共同参画に対する理解が進む！

施策		具体的な取り組み		主に取り組む部署
①	庁内推進体制の充実	72	男女共同参画施策を総合的に推進する	人権啓発課・総務課
		73	男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	総務課
②	全職員への意識啓発	74	町職員への啓発研修の充実	総務課
		75	育児・介護に対する職場理解の推進と法に基づく休業制度の積極活用	総務課
		76	女性管理職の積極的登用の促進	総務課
		77	女性職員への研修機会等の充実	総務課
		78	職員の意識改革のための研修の実施	総務課
		79	町女性職員の管理職研修の充実と管理職登用の推進	総務課

行動の指針（それぞれが役割を果たすため、相互に連携して取り組むための手引き）		
住民・団体	事業所	行政
●男女共同参画の視点で関心を持ちます。	●行政と連携、協力を図りながら、計画に掲げられた施策を推進します。	●男性職員が育児・介護休業を取りやすい職場環境にします。 ●職場内で男女共同参画に関する意識づくりに取り組みます。 ●男女共同参画の視点に立った、行政の推進を図ります。

## 計画を進めるために

この計画は、精華町全体で男女共同参画社会を実現させるためのものであり、計画したそれぞれの内容を適切かつ確実に進めていくために、以下の点が重要となります。

### □ 推進体制

一人ひとりが暮らしやすいまち、住んで良かった、ずっと住み続けたいと思うまちは、性別にかかわらず、大人も子どもも、障害のある人も高齢者も、みんなの人権が守られ、男女共同参画が根付いたまちです。

この計画を推進し、男女共同参画社会の実現を図るためには、さまざまな分野で自主的な活動を展開している住民、関係団体、事業者等と町とのパートナーシップは欠かせません。町は、これらパートナーと相互に密接な連携・協力をしながら、精華町男女共同参画推進委員会とともに協働の体制を強化していきます。

また、この計画を着実に推進し、実効性を高めていくため、町全般にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するための庁内体制の整備・強化を図ります。

### □ 計画の管理

計画が推進されるためには、男女共同参画に関する条例の制定、庁内の推進体制の充実・強化、拠点施設の整備、男女共同参画の視点での評価が必要であり、庁内の主管課のみならず、全職員が男女共同参画の視野を組み入れていく意識を一層高めていくことが必要です。

町職員における男女共同参画意識の向上を着実にを行うとともに、年次ごとにこの計画の進捗状況をチェックし、その際、男女共同参画の視点での報告を徹底します。

そして、本町の男女共同参画計画を推進するため、意見調整や提言などを行う住民代表機関である精華町男女共同参画推進委員会に必要に応じて報告を行い、幅広い意見などを受けながら計画の管理を進めます。

さらにすべての施策において、できる限りの数値目標を設定し、男女共同参画の視点による評価、公表を行い、確実に実行していきます。

## □ 指標

計画的に事業を実施するために、指標として目標値を設定します。

基本方針	指標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)	
基本方針1 男女の人権を尊重する	男女共同参画の視点を盛り込んだ人権学習資料の作成・配布	22,500部	82,500部	
基本方針2 男女共同参画の意識を ひろめる	男女共同参画に関するイベント・研修参加者数	196人	1,200人	
	DVD、ビデオ研修者数	178人	680人	
基本方針3 女性に対する暴力を根絶する	配偶者や恋人からの暴力（DV）防止に関する啓発資料の作成・配布	-	5,000部	
1基本方針4 メディアにおける男女 の人権を尊重する	広報誌等での啓発回数		5回	
基本方針5 生涯を通じた男女の健康を支援する	特定健診受診率	36%	65%	
	子宮がん健診受診率	22%	50%	
	乳がん健診受診率	18%	50%	
	家庭こころの相談室相談件数	107件	1,550件	
基本方針6 働く場において男女平等を進める	家族経営協定の締結数	1戸	3戸	
	女性農業士認定数	2人	2人	
基本方針7 女性の雇用・就業等を支援する	子育て世代における女性の労働力率（労働力人口/女性の人口）	30～34歳	71%	63%
		35～39歳	54%	71%
基本方針8 子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる	休日保育事業実施箇所数	-	1か所	
	放課後児童クラブ設置数	5か所	10か所	
	つどいの広場設置箇所数	1か所	2か所	

は平成21年度を起点とした累計

基本方針	指標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
(続き) 基本方針8 子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる	地域子育て支援センター設置箇所数(ひろば型)	1か所	2か所
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	1か所	1か所
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	1か所	1か所
	パパママ教室～両親編～男性受講者数	60人	360人
	ふれあいサロン開設地区数	19地区	23地区
基本方針9 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	父子手帳の配布数	350冊	2,100冊
	父親向け啓発冊子の配布	-	1,750冊
基本方針10 男女がともにまちづくりに取り組む	男女共同参画に関するセミナーの男性参加者割合	28%	30%
	人材データベースの登録者数	-	50名
基本方針11 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	審議会等女性割合	23%	30%
	女性のいる審議会の割合	89%	100%
基本方針12 住民活動を支援する	女性指導者養成研修者数	59人	74人
基本方針13 計画を着実に推進する	精華町男女共同参画委員会の開催数	6回	31回
基本方針14 男女共同参画に関する条例を制定する	条例制定に関するイベント参加者数	-	300人
基本方針15 町行政組織における男女共同参画を推進する	町男性職員の育児休業取得率	-	10%
	女性管理職員比率(課長級以上)	9%	30%

は平成21年度を起点とした累計

## 参 考 資 料

社会の動向と精華町の取り組み

・

この計画の策定経緯

・

男女共同参画社会基本法

・

用語解説

## 社会の動向と精華町の取り組み

### □ 世界の動き

昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」及びこれに続く「国際婦人の 10 年」昭和 51～61 年（1976 年～1985 年）以降、世界的規模で男女平等の実現に向けた取り組みが開始されました。この間、国連では昭和 54 年（1979 年）に「女子差別撤廃条約」を、昭和 60 年（1985 年）には「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成 7 年（1995 年）には、第 4 回世界女性会議が北京で開催され、21 世紀に向け、女性のエンパワーメントをうたった北京宣言と、「女性に対する暴力」など優先的に取り組むべき課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。

平成 12 年（2000 年）には、ニューヨークの国連本部で「女性 2000 年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況を検証し、さらに推進するための「成果文書」と「政治宣言」を採択しました。

### □ 国の動き

平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画基本法」において、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題であると位置付けています。

この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が平成 17 年 12 月に策定されました。この間には、次世代育成支援対策推進法の施行や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児休業、介護休業法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定・施行されました。この法律は、その後平成 13 年から今日までに二度の保護命令制度の拡充等を規定した改正が行われ、女性に対する暴力の根絶にむけた取り組みがいっそう進められています。

雇用の分野においては、平成 18 年 12 月に、子育てや介護等によりいったん離職した女性に対し、希望に沿った再就職・起業の実現のため、再チャレンジプランが改定され、具体的施策が盛り込まれました。

平成 19 年 12 月、安定した仕事に就けない、仕事と生活が両立しにく

いといった現実の改善をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定されました。

平成 20 年 10 月、男女共同参画会議基本問題専門調査会から、「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」報告され、地域において男女共同参画が必ずしも順調に進んでいないという現状に対し、意識啓発や知識習得を中心とする従来の取り組みから、課題解決型の実践的活動を中心とする取り組みへの移行が提言されています。

## □ 京都府の動き

京都府においては、男女共同参画の一層の推進のため「京都府男女共同参画推進条例」が平成 16 年に施行されており、京都府の有する多様な歴史文化、学術研究機能の集積などの基盤の上で、男性も女性も、その持てる力を最大限に生かすことができる心豊かで活力ある京都府の実現に向けて、府民や事業者、家庭、学校、地域社会とのネットワークの下に推進されています。

平成 18 年には、平成 13 年 4 月に策定した京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」が平成 22 年度までのおおむね 10 年間の計画であったため、策定後の社会経済情勢の変化や国の男女共同参画計画（第 2 次）、京都府男女共同参画審議会の意見書を踏まえ、平成 18 年度から 22 年度を対象とする「新KYOのあけぼのプラン」後期施策が策定されました。この後期施策では、12 の重点項目と計画推進の基盤づくり、44 の数値目標の策定しています。

平成 21 年 3 月には、平成 18 年 3 月に策定した、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を改定しました。この改定では、新たに市町村における地域の実情・課題に応じた支援体制の確立と若年者に対する夫・パートナーからの暴力（以下「DV」という）の予防・啓発の推進を図り、DVを容認しない社会の更なる実現を目指しており、計画の期間を平成 25 年度までとしています。

## □ 精華町の動き

精華町では、男女共同参画の施策を総合的に推進するため、平成 14 年 7 月に庁内組織である精華町男女共同参画推進会議を設置しました。

平成 15 年 4 月には各種団体の代表や公募委員で組織される精華町男女共同参画推進懇話会（以下、懇話会という）が設置され、精華町男女共同参画計画の策定にむけ本町の男女共同参画の推進に関して意見の交換や計画の提言が行われてきました。

平成 17 年 8 月に精華町男女共同参画計画が策定され、さまざまな取り組みが本格的に開始されました。

平成 21 年 4 月、懇話会はさらなる男女共同参画の推進を図るため、精華町男女共同参画推進委員会と組織名称を改め、町と定期的に進捗状況の評価等や意見交換を行い、計画の改定に向けて検討を重ねてきました。

# この計画の策定経緯

## □ 精華町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成15年3月20日

要綱第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の推進に関する精華町男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求め、参画計画を総合的かつ計画的に推進するため、精華町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見の交換、調整又は提言を行う。

- (1) 参画計画の策定に関すること。
- (2) 参画計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 男女共同参画に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求

め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部人権啓発課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱施行後最初の懇話会の招集は、第6条の規定に関わらず、町長が行う。

附 則（平成19年要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の精華町男女共同参画推進懇話会設置要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の精華町男女共同参画推進委員会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

## □ 精華町男女共同参画推進委員会委員名簿

	委員名	備考
学識経験者	大 嶋 良 孝	精華町小・中学校校長会 代表 精華南中学校校長
各種団体の 代表者	田 中 彰	(平成22年4月1日から) 学研都市精華・西木津地区研究機関協 議会 代表
	元 根 右 哲	(平成22年3月31日まで) 学研都市精華・西木津地区研究機関協 議会 代表
住民委員	田 中 智 美	一般公募
	石 崎 照 代	一般公募
	浅 井 佐知子	一般公募
	奥 田 百合子	一般公募
	片 上 智 嗣	一般公募
	清 水 真理子	一般公募
	白 畑 丈 子	一般公募
	中 尾 雅	一般公募
	西 村 壽美子	一般公募
	前 西 隆 次	一般公募
	松 本 彰 子	一般公募

◎会長 ○副会長

アドバイザー	廣 部 出	(株)地域計画建築研究所 京都事務所
--------	-------	--------------------

## □ 精華町男女共同参画推進委員会開催経緯

第1回	平成21年 8月27日	・委員会の進め方についての協議
第2回	平成21年 10月19日	・精華町男女共同参画計画の中間見直しにあたっての、スケジュールとすすめ方について協議 ・精華町男女共同参画計画の中間見直しにあたっての、現状と課題の協議
第3回	平成21年 12月7日	・精華町男女共同参画計画の具体的事業の進捗状況からみた現状と課題の協議
第4回	平成22年 1月22日	・精華町男女共同参画計画の具体的事業の進捗状況からみた現状と課題の協議
第5回	平成22年 2月26日	・精華町男女共同参画計画の具体的事業の進捗状況からみた現状と課題の協議 ・男女共同参画社会の形成をめぐる国等の動きについて協議
第6回	平成22年 3月29日	・精華町男女共同参画計画の具体的事業の進捗状況からみた現状と課題の協議 ・後期施策の重点項目について協議
第7回	平成22年 5月14日	・精華町男女共同参画計画の達成目標と行動の指針について協議
第8回	平成22年 6月28日	・精華町男女共同参画計画の達成目標と行動の指針について協議
第9回	平成22年 7月8日	・精華町男女共同参画計画<後期施策>(案)の提言について協議
	平成22年 7月12日	・精華町男女共同参画計画<後期施策>(案)についての提言を提出

# □ 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 23 日 同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有して

いることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - (3) 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認め

るときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

1 略

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 33 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 用語解説

---

## あ行

### エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

## か行

### 家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるように家族経営の近代化を図ろうとするもの。

## さ行

### ストーカー行為

特定の相手に対し、つきまといや、待ち伏せなどを繰り返すこと。行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴力、傷害、ひいては殺人などの凶悪犯罪に至るおそれがある行為。

### 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男は外、女は内」、「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担しあうのが当然、あるいは自然だとする固定観念。

### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

## た行

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

## ま行

### メディア・リテラシー

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。メディアによる画一的な男性女性の描き方や、性差別表現を見直すためにも重要であり、メディアで情報を鵜呑みにしないで、批判的に読解する能力が求められている。

## ら行

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを性的関係と共に自らの意志で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

精華町男女共同参画＜後期施策＞

発行 精華町

編集 民生部 人権啓発課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70

電話 0774-95-1919 FAX 0774-95-3974

E-mail [jinken@town.seika.kyoto.jp](mailto:jinken@town.seika.kyoto.jp)

発行日 平成 22 年 10 月